

第 680 回兵庫地方最低賃金審議会

議事録

令和 7 年 8 月 26 日（火） 10 時 00 分～11 時 00 分	
兵庫労働局 第 3 共用会議室	
公益代表委員	坂本委員、千田委員、三上委員、山口委員
労働者代表委員	小菅委員、小西委員、中西委員、堀井委員、森田委員
使用者代表委員	倉本委員、谷口委員、松下委員、吉川委員
事務局	金成労働局長、岡本労働基準部長、安積賃金室長 山本賃金指導官、山中労働基準監督官、村田労働基準監督官
(1) 兵庫県最低賃金の改正に係る異議申出の審議について (2) その他	
議 事 内 容	
○山中労働基準監督官 定刻となりました。各委員の皆様には、お暑い中、御出席いただきありがとうございます。ごさいます。 本日は、庭本委員、松岡委員が御欠席ですが、審議会令第 5 条第 2 項の規定による定足数を充足しておりますことを、御報告させていただきます。 それでは、これからの議事進行につきまして、山口会長よろしく願いいたします。 ○山口会長 それでは、ただ今から、第 680 回兵庫地方最低賃金審議会を開会します。 各委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。 本日の審議会につきましても公開としていますが、傍聴者の方におかれましては、受付でお渡ししている遵守事項に記載していますとおり注意事項を守って傍聴していただき、円滑な議事進行に御協力いただきますようお願いいたします。 なお、本日は松岡委員が欠席されていますので使側の議事録確認は吉川委員にお願いいたします。	

それでは、議事次第（１）兵庫県最低賃金の改正に係る異議申出についての審議に入りたいと思います。

では、異議申出について、事務局から説明をお願いします。

○安積賃金室長

はい。事務局から説明させていただきます。

兵庫県最低賃金の改正については、８月８日に答申をいただき、同日から８月２５日までの間、異議の申出に関する公示を行いました。

その結果、公示期間中、２２件の異議申出書を受理しております。

それぞれの異議申出書につきましては、お手元の別添の資料として資料ページ番号の３ページ以降に添付してございます。資料の３ページにあります「兵庫県労働組合総連合」を代表に他の２１団体分を併せて合計２２件の申出書が同じ内容で提出されております。また、資料の７ページから９ページにありますとおり、８月２５日に自立労働組合連合不道家神戸労働組合からも異議申出書が提出されています。

なお、資料の１６ページの団体名が「淡路支部淡路高等学校分会」との記載となっておりますが、申し出団体側から正しくは「淡路支部淡路高等学校分会」であること、及び資料の２０ページの団体名が「津名高校学校分会」となっていますが、正しくは「津名高等学校分会」であることをそれぞれ確認しておりますので、そのように諮問文に記載の団体名は補正させていただいております。

以上、２２件の異議申出書等の提出を受けていますので、兵庫労働局長から会長宛てに諮問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

（金成労働局長より山口会長に対し、諮問文を手交。）

○山口会長

ただ今、局長から諮問を受けました。

それでは、事務局は、諮問文の読み上げをお願いします。

○山中労働基準監督官

それでは、諮問文の読み上げをさせていただきます。

兵労発基 0826 第２号

令和７年８月２６日

兵庫地方最低賃金審議会

会長 山口隆英 殿

兵庫労働局長

金成真一

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、兵庫県労働組合総連合、郵政産業労働者ユニオン神戸中央支部、郵政

産業労働者ユニオン兵庫南支部、郵政産業労働者ユニオン兵庫南支部西宮分会、自立労働組合不二家神戸労働組合、JMITU 兵庫地方本部、JMITU テツコの部屋支部、JMITU 甲南電機支部、郵政産業労働者ユニオン尼崎支部、郵政産業労働者ユニオン兵庫県協議会、兵庫県高等学校教職員組合夢野台高等学校分会、兵庫県高等学校教職員組合淡路支部淡路高等学校分会、兵庫県高等学校教職員組合西播支部県立大附属分会、兵庫県高等学校教職員組合、兵庫県高等学校教職員組合八鹿高等学校分会、兵庫県高等学校教職員組合津名高等学校分会、兵庫県高等学校教職員組合淡路支部、兵庫県高等学校教職員組合上郡高等学校分会、兵庫県高等学校教職員組合北播支部、兵庫県高等学校教職員組合北はりま学校分会、兵庫県高等学校教職員組合丹有支部有馬高等学校分会、兵庫県高等学校教職員組合丹有支部から、別添のとおり最低賃金法第 11 条第 2 項及び第 12 条による異議の申出がありましたので、貴会の意見を求めます。

○山口会長

それでは、諮問に対する今後の審議につきまして、事務局より説明をお願いします。

○安積賃金室長

先ほど、異議申出により諮問をさせていただきましたが、兵庫県最低賃金の改定決定に係る異議申出書の提出があった 22 団体のうち、兵庫県労働組合総連合から口頭による意見陳述の希望の申し出がありました。

前回の審議会におきまして、口頭での意見陳述を御承認いただいておりますので、本日この場で意見陳述していただくことにしています。意見陳述の時間は 10 分以内でお願いしております。

準備が整いますまで、少しお待ちください。

○山中労働基準監督官

それでは、紹介いたします。

兵庫県労働組合総連合の副議長の中村様です。

○山口会長

兵庫地方最低賃金審議会の会長を務めております山口でございます。

早速ですが、提出された異議申出書に基づいて 10 分以内で意見陳述をお願いいたします。

○中村陳述人

おはようございます。意見陳述の時間をいただきありがとうございます。

兵庫労連で副議長をしております中村です。

私達、兵庫労連は異議申立書を提出しました。兵庫県最低賃金は目安額プラス 1 円の 64 円引上げ 1,116 円とするとした答申については不服です。再審議を求めます。

中小企業・小規模事業所の支援策を更に強化充実させ、社会保険料の企業負担分の減免、消費税等の軽減等を確約した上で、再審議してください。

今回も使用者側委員が合意出来なかった理由はここにあると思うので、是非そこを解決した上で審議してください。

今年の審議は、5月27日の第675回の審議会から始まりました。その時の配られた資料の最終ページには全労連の最低生計費調査が付けられていました。ただ、その最低生計費の議論がされたような場面を全く私らは傍聴しながらも見ていないです。是非とも最低生計費についての議論をお願いします。

今年は、7月15日に労働局長の諮問があり、私達労働組合とか団体に対して意見を求められたので、その時にも意見書を出しました。署名もそれに基づき積み重ねて来まして、今日の資料にもありますように6,500筆を超える署名を提出しています。

今年は目安が8月4日とかなり遅かったので、審議する時間が非常に普段よりも短かったのではないかと思います。

8月8日に答申を審議会が出されて、異議の公示を出されていたのでそれに基づいて私たちはまた20団体程で異議を出しています。

この間、最低賃金審議会や専門部会の公開をずっと求めていましたが、専門部会も公開されるようになり、徐々に公開は進んできたなと思っています。

ただ、委員の任命については未だに私らが推薦しても選ばれることは実現していません。今年の審議会委員の改選も専門部会委員の任命についても全て推薦しましたが落選となっています。ですが私達は先程も申しましたが、意見書も出して、傍聴もして、署名も出してということを繰り返しています。今年は5月27日の審議会でも全労連の最低生計費調査が資料に付けられましたが、その中には兵庫のデータも入っています。その時のページは108ページと109ページですが、108ページに兵庫の分が載ってしまって、それが私達兵庫労連として実施した最低生計費調査の結果で、2022年の6月、今の物価高騰が始まる前のデータになりますけれども、その時点で男性で1,626円、女性で1,582円必要と出ています。それに基づいて1,500円に直ぐに上げて欲しいという署名や申立を繰り返してきました。政府も骨太方針で1,500円に2020年代にということを行っています。ついこの間まで1,000円と言っていたのが、もう1,500円の時代が来ているということです。1,500円と言うのには、十分にその数字自身に根拠があると思います。

ですので、最低賃金が私達の試算からしても1,500円必要だということをもう少し議論していただき、非正規雇用の労働者や最低賃金に近い低賃金労働者に借金をするのではなく、是非そこを補っていただきたいと再度審議をお願いしたいと思います。

以上です。

○山口会長

ありがとうございました。

ただ今の兵庫県労働組合総連合からの意見陳述について、何かお尋ねしたいことはご

ございませんか。

○各委員
(特になし。)

○山口会長

それでは、これで意見陳述は終わらせていただきます。

では、先程、意見陳述された団体以外から、異議申出書の提出があった件について、事務局より説明をお願いします。

○安積賃金室長

事務局より異議申出書の内容について説明いたします。先程、事務局から説明させていただきましたとおり、意見陳述をいただいた資料 3 ページの兵庫県労働組合総連合からの異議申出書と同じ内容で、4 ページ以降の 20 団体から同様の申出を受けておりますので、当該 21 団体からの異議の概要説明は省略させていただきます。

続きまして、その団体以外で申出がありました

自立労働組合連合不道家神戸労働組合の異議申出内容について、その概要を説明させていただきます。

資料の 7 ページを御覧ください。

異議申出は、「最低賃金を 1,116 円とする答申意見で働いて受け取る賃金としては、あまりにも低すぎる。」「そのため、労働者の生活の安定、労働力の質的向上に値する最低賃金として、時間給 1,500 円以上にすること。」、1,500 円以上とすることができなくとも、少なくとも全国加重平均以上となる再答申を求める、という要望がありました。

その他、資料の 27 ページを御覧ください。8 月 25 日に兵庫県労働組合総連合から、「兵庫県の最低賃金を直ちに 1,500 円に引き上げること、全国一律最低賃金制度、中小企業支援の拡充を求める要請書」として追加分 127 筆の個人署名が、兵庫労働局長、兵庫地方最低賃金審議会会長あてに提出されております。

以上、異議申出書及び署名の提出について御報告させていただきました。

○山口会長

ただいまの説明に関して、御意見、御質問がございましたらよろしく願いいたします。

○各委員
(特になし。)

○山口会長

それでは、ただいまの異議申出に関して、審議を行いたいと思います。

本日、異議申出内容を拝見し、一部、提出者の御意見もお伺いしたところですが、今回の答申内容に対する 22 件の労働団体からの異議申出に関しては、「答申された引上げ額がまだまだ低すぎて労働者の安定した生活には足りていないということで、もっと引き上げるべき」等ということが主な内容でした。

審議会として結論を出さなくてはならないので、公労使それぞれの立場で、異議申出内容についての御意見を調整していただき、それらを踏まえて、先日の答申どおりとするのか、再度審議するのか決めていきたいと思います。

それでは、公労使、それぞれ分かれて、協議をしていただきたいと思います。

時間は 10 分程度でお願いしたいと思います。

事務局で、それぞれ別室の案内をお願いしますか。

(公益委員、労働側委員、使用者側委員それぞれ別室で協議。)

○山口会長

では、まず労働者側の委員から異議申出についての御意見を伺いたいと思います。よろしいですか。

○中西委員

異議申出について、労働者代表委員として発言します。

目安に関する公益委員見解では、地域別最低賃金の審議に際し、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態をデータに基づいて見極めつつ自主性を発揮することを期待されました。

今年度の兵庫県最低賃金専門部会では、兵庫地方最低賃金審議会において実施しました実地視察ならびに意見陳述を参考として、都道府県統計資料、県内の経済・雇用・金融や景気観測、先ほど触れた目安に関する公益委員見解も参酌し、公益・使用者・労働者それぞれの立場で審議に臨んできたものと認識しています。

特に、労使において最後まで隔たりが大きかった目安額を中心とする受け止めについて労働者側は、高水準で推移する消費者物価に賃金が追いついておらず、実質賃金は実質的には 40 カ月連続でマイナスと捉える状況が継続していること、現下の高物価においては最低賃金近傍労働者の生活が厳しいこと、労働者が健康で文化的な生活等を行うため最低限必要な水準となる連合リビングウェッジに到達していないこと、2025 春闘は歴史的な賃上げとなった昨年を上回っていること、兵庫県は総合指数で上位であり全国加重平均を上回るよう是正が必要であること、兵庫県政労使会議で共同メッセージが発信されていること、などから目安額を上回る必要がある、と主張してきています。

そして、過去から 10 月 1 日効力発生を実現してきたことから、例年通り 10 月 1 日効力をめざすことも視野に入れ、公労使の三者は審議に臨んできたことと認識していますが、中央最低賃金審議会の小委員会が第 7 回まで開催される異例の事態となり、効力発生日の影響を最小限とすることも共有してきています。

そのような状況において、今回提出されました異議申出の主張内容は、答申は法が求める労働者の生活の安定、労働力の質的向上に値するには十分ではなく、最低生活費にふさわしい額として直ちに1,500円に引き上げること、小規模事業所への支援策を更に強化・充実させること、地域間格差を解消することと受け止めました。

しかし、最低賃金の引き上げが必要であることは公労使で共有できているものの、その改正額の隔たりが労使において埋まることはなく。そのため、中小企業、小規模事業者の支援として「兵庫県最低賃金の改正決定について(答申)」では公益、使用者、労働者の三者の建議が付託決議されています。今回、公労使の三者がそれぞれ考える金額の水準があるなかで、お互いの立場を尊重し三者がそれぞれ歩み寄りを行いました。三者合意の全会一致とならなかったことは残念であると共に重いものです。

今回提出されました異議の申立については、審議の過程において考慮されてきたものと認識しており、立場が異なる三者が3要素や地域経済等のデータを見極めつつ、また中央最低賃金審議会公益委員見解を参酌し、加えて地域間格差の是正を少しでも前進させる目安額を上回ったの答申は、審議は尽くされた結果として、改めて審議を諮ることは極めて難しく、8月8日の兵庫県最低賃金審議会の改正決定についての答申は適当であると思われます。

労働者側からは以上です。

○山口会長

ありがとうございました。

次に、使用者側委員からよろしいですか。

○吉川委員

使用者側の意見を申し上げます。

今回は、先程のお話にありましたように中央の目安が遅れた分、審議期間が短いとの意見陳述等もございましたが、きっちりと回数を重ねて参りましたし、春季交渉結果の集計や物価指数、その他連合さんのリビングウェイジの数字や各種根拠のある数字を基に真摯に協議を行って参りました。最終的に使用者側としては反対いたしましたけれども、丁寧な審議を行った結果であると考えております。

よって、この1,116円という答申は再審議する必要はないと考えております。

以上でございます。

○山口会長

労使それぞれから異議申出についての御意見を伺いましたが、それぞれの意見に対して、補足されたいこと、また、この場で発言しておきたいこと等、何かありますか。

○労使委員

(特になし。)

○山口会長

では、最後に公益側としての意見を申し上げます。

結論から申し上げますと、再審議の必要性はないと考えております。

まず、公益側としましては、本年度のこれまでの答申にかかる審議の協議経過を確認しました。

今回の兵庫県最低賃金の審議におきまして、労側委員、使側委員共に最低賃金引上げについては必要であるという認識は十分に共有されておりました。その上で、最賃決定に関する３要素、様々なデータ、本審における意見陳述等を踏まえて審議会委員として、真摯に審議を尽くしました。

労側、使側それぞれ立場がありますが、三者合意を目指して最後の最後まで議論を重ねましたが、残念ながら、最終段階の金額の部分で折り合いがつかず、最終的には公益案を提示し採決となり、それが現在の答申内容の金額となっております。

これは、限られたスケジュールで結論を出さなくてはならない会議の特性上、どうしても最終的に三者合意に至らずに採決という結果になってしまったと認識しております。

今年度の公益案につきましては、労働者の生計費と中小企業の経営環境というところで、これらのバランスをとりながら、中央最低賃金審議会で示されたＢランク 63 円の目安に、1 円ですが上積みし地域間格差の是正でありますとか、全国加重平均を目指すとか、そういうところに向けての努力の一步を示せたのではないかと考えております。

さらに、近隣の大阪では目安額の 63 円で結審したと聞いておりますので、地域間格差の是正については、少しではありますが解消が図れたものと考えております。

また、答申時の要望事項として付記しました政府や関係機関における有効な中小企業・小規模事業所への支援策等の強化及び迅速な対応についても、労使の意見を踏まえ、本審議会の独自性を持った内容とすることができたと考えております。

賃上げしやすい環境作りが重要であるということは、労使双方、公益も一致している考えです。

以上のとおり、8 月 8 日の当審議会の答申は、今回、異議申出のあった内容についても十分に審議を尽くした結果であると考えております。

答申どおりの決定で適当であるというのが公益委員としての見解でございます。

以上のとおり、公労使の全ての委員から答申どおりが適当という意見をいただきました。

この結果を踏まえまして、当審議会として「8 月 8 日付け答申どおり決定することが適当である。」とすることとしてよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○山口会長

それでは、そのように答申します。

事務局は、答申文案の作成をお願いします。

○安積賃金室長

では、答申文案を作成させていただきますので、しばらくお待ちください。

(事務局、別室に移動し、答申文案を作成。)

○山口会長

それでは、事務局は答申文案の読み上げをお願いします。

○山中労働基準監督官

それでは、答申文案を読み上げます。

令和7年8月26日

兵庫労働局長

金成真一殿

兵庫地方最低賃金審議会

会長 山口隆英

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和7年8月26日、貴職から8月8日付け兵庫県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する兵庫県労働組合総連合ほか21件の異議申出に関し意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和7年8月8日付け答申どおり決定することが適当である。

○山口会長

この答申文案でよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○山口会長

それでは事務局は、答申の準備をお願いします。

(事務局、答申文を作成し、会長に手渡す。)

○山口会長

それでは局長に答申したいと思います。

(山口会長より金成局長に答申文を手交。)

○山口会長

異議申出についての答申を行いました。

事務局は今後の発効までの手続きについて、説明をお願いします。

○安積賃金室長

ただ今、異議申出に係る答申をいただきました。先程の答申を踏まえ、局長が改正決定を行いますが、最低賃金の改正には最低賃金施行規則第9条により官報掲載により公示を行うことになっております。

本日中に本省に報告を行うことにより、9月4日の官報掲載に向けての手続きを行うこととなります。

最低賃金法第14条に基づき、決定した地域別最低賃金の発効は官報公示日の30日後となりますので、9月4日の官報公示を経て10月4日の発効となり、そこから適用となることとなります。

以上でございます。

○山口会長

今の説明で、特に質問等がございませんでしょうか。なければ、異議申出に関する審議はここまでにしたいと思います。次に議題(2)「その他」ですが、各委員から何かありますか。

○各委員

(特になし。)

○山口会長

委員から他に意見が無いようなので、次に事務局からは何かありますか。

○安積賃金室長

はい。今後の審議会の日程等につきまして、お伝えさせていただきます。

次回の審議会につきましては、10月2日、木曜日、午前9時30分から、場所はこの会議室での開催予定でお願いしたいと思います。

10月2日は、特定最低賃金の12月1日発効のための答申期限の日になります。

それまでに各専門部会において金額までの答申が出ている場合は各部会からの報告をいただきます。仮に専門部会において改正の必要性を認めない、あるいは金額改正が全会一致しなかったような場合については、その審議を行う予定としています。そのため次回の議題は、「特定最低賃金の審議について」とさせていただきます。

また、併せまして次回審議会の公開、非公開についての御判断もお願いいたします。

以上でございます。

○山口会長

では次回の審議会は、10月2日、木曜日、午前9時30分から公開として開催したいと思います。

皆様、よろしいでしょうか。

○各委員

(異議なし。)

○山口会長

では今回は、10月2日、木曜日、午前9時30分から、公開ということで審議会を行います。では、これで本日の会議は終了といたします。

御苦勞様でした。

ありがとうございました。

○各委員

ありがとうございました。

山口 隆英

森田 直樹

吉川 和宏